

## 「恩賜上野動物園におけるQRコード決済実証実験事業」に係る 決済事業者募集要領

都では、「恩賜上野動物園におけるQRコード決済実証実験事業」を実施するにあたり、本事業の協力者（以下「決済事業者」という。）を以下の要領で募集します。

### I 事業の概要

#### 1 事業の目的

都では、都民サービスの向上とともに、現金取扱い事務の効率化を図るため、公金の収入事務におけるキャッシュレス化に取り組んでいます。これまで、特に利用者が多く、インバウンド利用が想定される主な施設等へクレジットカード収納等を導入してきたところです。

一方、最近ではQRコードを活用してスマートフォンで支払うといった新しい決済サービスが広がりつつありますが、こうした決済サービスは普及間もないものです。

本事業は、QRコード決済を公金収納に導入する実証実験により、インバウンドも含めた都立施設入場者の利便性向上と職員の事務効率化に資するかを検証するためのデータを収集するとともに、キャッシュレス化推進の機運醸成を図ることを目的としています。

#### 2 実証実験の内容

恩賜上野動物園（以下「動物園」という。）の入場料（東京都公金）の収納にQRコード決済サービスを複数（インバウンド向けを含む）導入します。通常の決済・入金サービスにおける入金明細等とは別に、決済事業者には次のようなデータを都へ還元していただきます（インバウンド向けも同様。詳細は別に定める評価基準を参照してください）。

- (1) QRコード決済利用件数・利用金額（月毎に取りまとめと報告）
- (2) QRコード決済サービス毎の利用件数・利用金額（月毎に取りまとめと報告）
- (3) その他

#### 3 決済サービスの条件

決済サービスの条件は、以下のとおりとします。

- (1) QRコードを利用した決済サービスであること。

- (2)原則として利用者が提示するQRコードを店舗側が読取る方式であること。
- (3)QRコード読み取りによりクレジットカードのオーソリゼーションを行う方式の場合は、クレジットカードの利用について第三者納付としての立替払型とされていること。

#### 4 実施場所

動物園表門及び弁天門の有人窓口（券売機を除く）

#### 5 実施時期（予定）

令和元年秋<sup>(※)</sup>～令和3年3月31日

※事業者選定後、速やかに開始時期を調整の上、別途公表

#### 6 事業の前提

事業の前提は以下のとおりとします。

- (1)決済事業者は、複数者が選定されることがある（最大4者程度）。
- (2)決済事業者の提案内容について、決済事業者と協議の上その一部を修正することがある（例：一決済事業者から複数の決済サービス導入の提案があった場合に、導入する決済サービスを提案の一部に限定する等）。
- (3)決済事業者は、その提供するQRコード決済サービスについて、動物園入場料の徴収事務受託者である（公財）東京動物園協会（以下「動物園協会」という。）と加盟店契約を締結し、QRコード決済サービスを導入する。
- (4)インバウンド（主に中国人観光客を想定）向けのQRコード決済サービスも導入する。決済事業者の提供するQRコード決済サービスが日本国内向けである場合は、インバウンド向けのQRコード決済サービスについても実証実験に導入できるよう、決済事業者は調整を行う。ただし、インバウンド向けQRコード決済サービスに係る加盟店契約は、上記(2)とは別契約となってもよい。提案に当たっては、以下の項目を企画提案書に明記する。
  - ア 導入に向けて調整できるインバウンド向けのQRコード決済サービスの名称
  - イ 別契約となる場合は、契約締結に至るまでの過程
- (5)実証実験に係る費用については、総費用として都が年度毎に600万円を上限として負担する（令和2年度は予定）。複数の決済事業者が選定された場合に各決済事業者が都から受領する額は、別に定める按分割合により

決定する。この費用の支払は、動物園協会から行う。  
この費用負担で想定する主な内訳項目は以下のとおり。

- ア 導入初期費用（必要な場合）
- イ 決済端末調達、設置
- ウ Wi-Fi ルータ調達(必要な場合)
- エ 決済サービスのアプリセットアップ
- オ 窓口担当者向け説明会実施
- カ 窓口担当者サポート
- キ 決済手数料
- ク 通信費
- ケ 広告宣伝費 等

なお、決済事業者が複数選定された場合、「ウ Wi-Fi ルータ調達（必要な場合）」「オ 窓口担当者向け説明会実施」「カ 窓口担当者サポート」を行う主体者については、原則として選定順位が第1位の決済事業者とする。

(6) 決済端末は、原則として選定された決済事業者が提供可能な決済サービス及びインバウンド向け決済サービスに対応できるものを一種類設置する。決済事業者が複数選定された場合の決済端末設置主体者については、原則として選定順位が第1位の決済事業者とする。

(7) 選定順位が第1位の決済事業者は、次のものを動物園協会に提供する。

- ア 動物園協会窓口担当者向けの端末操作マニュアル
- イ 動物園利用者向けの決済サービス利用マニュアル（見せるだけで伝わるもの。日、英、中、韓、その他言語）
- ウ 練習用デモ機（事業開始前）

(8) 決済事業者は、実証実験を滞りなく実施できるよう、次の項目について確認し、必要があれば施工も含めた調整を行う。

- ア 動物園におけるQRコード決済に必要な通信環境
- イ 動物園で使用しているPOSレジとの接続調整

これらの調整を行う主体者については、原則として選定順位が第1位の事業者とする。

なお、この調整に必要な費用は、上記(5)とは別に都が負担する。

## II 応募に当たっての条件

次の1～3に掲げる全ての事項を満たすものとします。

- 1 安定的な経営基盤を有していること。
- 2 事業の実施能力を有する者であること（上記I 2、I 6に対応可能であ

ること)。

3 次のすべての項目を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 東京都契約関係暴力団対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中でないこと。

### Ⅲ 応募方法

#### 1 提出書類

本実証実験に応募するときは、以下の書類を提出してください。

- (1) 応募（辞退）届（様式 1）
- (2) 企画提案書（書類審査）（様式 2-1）
- (3) 企画提案書（プレゼンテーション審査）（様式 2-2）

なお、様式 2-2 を使用せずに、企画提案書を作成することも可とします。その際は、A4 版、横書き、両面刷り、20 ページ以内の範囲内で自由様式とします。動画がある場合は、キャプチャを 1 枚程度紙で提出し、電子データについては動画データ全てを提出してください（10 分間のプレゼンテーションで全て説明できる分量としてください）。

- (4) 誓約書（様式 3）

#### 2 提出書類の受付期限

提出書類については、以下の期限までに提出してください。期限を過ぎた場合は受け付けません。

- (1) 応募届  
令和元年 7 月 11 日（木曜日）正午まで
- (2) 辞退届  
令和元年 7 月 16 日（火曜日）午後 5 時まで
- (3) 企画提案書及び誓約書  
令和元年 7 月 18 日（木曜日）午後 5 時まで

#### 3 提出方法

電話で事前連絡の上、上記 1 の書類について応募届（様式 1）及び誓約

書（様式3）は1部、それ以外の書類は10部を以下まで持参してください。  
また、企画提案書については、電子データの入ったCD-Rも1枚提出してください。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 36階南側  
会計管理局管理部会計企画課（企画担当）  
（代表電話）03-5321-1111 （都庁内線） 45-152  
（直通電話）03-5320-5921

なお、持参いただく時間帯は平日の午前9時から午後5時までとします。

#### 4 応募後の取扱い

- (1) 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正、取消しをすることができないものとしします。
- (2) 提出書類は、企画提案の選定以外には無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (4) 決済事業者と協定を締結した後は、決済事業者の提出書類を関係者に供するものとしします。

#### 5 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書（様式4）により、次のとおり受け付けます。

なお、応募届を提出し、応募の意思を表明した者のみ質問を受け付けます。

##### (1) 質問受付期間

令和元年7月2日（火曜日）から同年7月11日（木曜日）正午まで

##### (2) 質問方法

Eメールに質問書を添付し、「VI 連絡先」に記載のEメールアドレス宛、送付してください。

##### (3) メールの件名

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【QRコード実証実験質問】（6桁の送信年月日）（応募者名）

（例）【QRコード実証実験質問】（190703）（〇〇株式会社）

##### (4) 質問に対する回答

応募者全員に対して、Eメールにて回答を送付します。

##### (5) 注意事項

質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに即していない質問は受け付けられないことがあります。また、電話や来訪による質問は受け付けません。

## IV 提案書の審査及び決済事業者の選定

### 1 審査方法

企画提案を審査するために「恩賜上野動物園におけるQRコード決済実証実験事業に係る決済事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を構成し、別に定める評価基準に基づき総合的に審査します。

審査については書類による審査と、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査とし、書類審査の上位6者程度を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。ただし、応募者が少数である場合などについては、応募者全員を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。また、書類審査に当たって応募書類に不明な点があった場合は、都から事前に個別に質問することがあります。

書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査の結果、最大で4者程度までを決済事業者として選定します。

### 2 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおり応募者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行います。詳細については別途応募者あてに通知します。

#### (1) 日時

令和元年7月下旬（予定）

#### (2) 場所

東京都庁舎内会議室

#### (3) 出席者及び所要時間

5名以内で、20分程度（説明10分間、質疑応答10分間）とする。

#### (4) プレゼンテーション方法

ア 提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションしてください。

イ 端末を使用する場合は、各自で持ち込んでください。ディスプレイは都側で用意します。その他希望がある場合は申し出てください。

### 3 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

#### (1) 公募開始 令和元年7月2日（火曜日）

#### (2) 応募届の受付 令和元年7月2日（火曜日）から同年7月11日（木曜日） 正午まで

#### (3) 質問の受付 令和元年7月2日（火曜日）から同年7月11日（木曜日） 正午まで

#### (4) 上記質問に対する回答 令和元年7月12日（金曜日）までに順次回答（予定）

- (5) 辞退届の受付 令和元年7月2日(火曜日)から同年7月16日(火曜日)午後5時まで
- (6) 企画提案書、プレゼンテーション資料及び誓約書の受付 令和元年7月2日(火曜日)から同年7月18日(木曜日)午後5時まで
- (7) 委員会において提出された企画提案書をもとに書類審査を実施、結果を応募者全員に通知
- (8) 書類審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリング  
令和元年7月下旬(予定)
- (9) 決済事業者の選定 令和元年7月下旬(予定)

#### 4 決済事業者の選定

決済事業者は、企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容から、別に定める評価基準と照らし、採点結果の上位から最大で4者程度までを採用とします。

#### 5 審査の考え方

別紙「恩賜上野動物園におけるQRコード決済実証実験事業企画提案書評価基準」のとおり。

#### 6 協定・契約の締結

決済事業者に選定された者は、都が用意する次に掲げるすべての事項を含む協定を都と締結するものとします(協定書は、決済事業者に決定した者に提示します)。その上で、動物園協会とQRコード決済サービスに係る契約を締結するものとします。

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 運営体制に関すること
- (3) 個人情報の保護に関すること
- (4) 秘密保持に関すること
- (5) 誓約書の遵守に関すること

### V 注意事項

- 1 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、都の定める保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- 2 応募に係る費用は応募者による負担とし、都はいかなる費用も負担しません。
- 3 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料は、公表されているものを除き、第三者への開示、転載、掲載を禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出の際都へ返却するものとします。
- 4 提案が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を

十分反映するものとします。なお、採用された提案について、都は決濟事業者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。

- 5 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式としてください。
- 6 本件に係る公募の手續、都との協議及び提出物に使用する言語は日本語に限ります。
- 7 その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

## VI 連絡先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 36階南

東京都会計管理局管理部会計企画課（企画担当）

（代表電話）03-5321-1111 （都庁内線）45-152

（直通電話）03-5320-5921

FAX 03-5388-1626

Eメール S0000539@section.metro.tokyo.jp



## 実証実験事業に係る費用についての按分割合

「恩賜上野動物園におけるQRコード決済実証実験事業」に係る決済事業者募集要領における「I 事業の概要」中「6 事業の前提(5)」に規定する「別に定める按分割合」は以下のとおりになります。

### 1 選定事業者が1者の場合

上限額		¥6,000,000-
-----	--	-------------

### 2 選定事業者が2者の場合

上限額	選定順位 1 位	¥4,060,000-
-----	----------	-------------

上限額	選定順位 2 位	¥1,940,000-
-----	----------	-------------

### 3 選定事業者が3者の場合

上限額	選定順位 1 位	¥3,400,000-
-----	----------	-------------

上限額	選定順位 2 位以下	¥1,300,000-
-----	------------	-------------

### 4 選定事業者が4者の場合

上限額	選定順位 1 位	¥3,090,000-
-----	----------	-------------

上限額	選定順位 2 位以下	¥ 970,000-
-----	------------	------------